（長期継続契約）市川市動植物園動物用生化学分析装置賃貸借仕様書

１．件名　（長期継続契約）市川市動植物園動物用生化学分析装置賃貸借

２．納入場所　市川市大町２８４番地１　市川市動植物園

３．賃貸借期間　令和９年２月１日から令和１４年１月３１日　（６０カ月）

４．納入期限　令和９年１月３１日

５．賃貸借物件　動物用臨床化学分析装置　１台
※機器の詳細については、別紙「機器の仕様」を満たす物とする。

６．検査
本賃貸借は、賃貸借物件が、仕様書及び賃借人が選任する監督職員の指示の通り使用可能な状態に調整し、設置、取扱説明完了後、監督職員の立ち合い検査合格を以って引渡しを受けたものとする。

７．動産総合保険の付保
賃貸借契約期間中、賃貸人を保険契約者とする動産総合保険を、賃貸人の負担により付保するものとする。

８．公租公課
公租公課は、賃貸人の負担とする。

９．権利義務の譲渡禁止
本賃貸借契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供することはできない。

１０．賃貸借期間の満了後について
賃貸借契約期間の満了後、市川市から指示があった場合は、賃貸人の負担により賃貸借物件のすべてを撤収すること。なお、賃借人は、賃貸借期間満了時に、継続した賃貸借契約（再リース契約）を締結できるものとする。賃貸借を継続した場合には、賃貸借の終了後に賃貸借物件の全てを撤収すること。

１１．作業に関する注意
ア）機器の納入、故障の受付及び復旧作業の対応は、9：00～17：00とする
イ）設置作業実施に当たっては廃棄物の抑制に努め、発生材が出た場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき適切に処理すること。
ウ）搬入・設置・撤去にあたり、当館設備に損傷を与えないよう養生等適切な処置を行うこと。

１２．その他

ア）保証期間は納品時より１年間として、故障等が発生した場合は速やかに対応すること。但し供給者側でこれよりも長い期間保証期間として定めている場合は、それに従うものとする。

イ）賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。

ウ）本契約には、供給物品の搬入、設置、設定、試験、梱包資材の廃棄及び取扱説明、稼働初日の立会費用、賃貸借期間満了後の機器の撤去、廃棄にかかる全ての諸費用が含まれるものとする。

エ）供給物品については現行機種（製造終了していない機種）とすること。

オ）本仕様の定めのない事項については、賃借人、賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。

カ）契約の履行上疑義が生じた場合は、賃借人と協議の上、賃借人の指示に従うこと。

別紙

機器の仕様

ア　外形寸法：149㎜（幅）×325㎜（高さ）×210㎜（奥行）程度
イ　重量：5.3kg　程度
ウ　検査時間：12分程度
エ　液晶画面をタッチパネルで操作できること
オ　小型、軽量で持ち運びができること
カ　100μlの検体で検査が可能（全血、血清、血漿）であること
キ　メンテナンスが不要であること
ク　5,000件の検査結果を保存できること
ケ　内臓プリンターにて印刷できること
コ　電源はAC100V　50～60Hzで使用できること

参考製品
(1) ベトスキャンVS２
ゾエティス・ジャパン株式会社
(2) 富士ドライケムアナライザーNX600VIC
富士フイルム株式会社
(3) カタリストOne
アイデックスラボラトリーズ株式会社
※参考製品に記載の製品以外で同等の品質、機能を有する製品により応札する場合は、入札参加申請時に質疑書及び製品仕様が明記されたカタログ等を提出し、担当部課の承諾を得ること。